

公 示 日 : 2021 年 7 月 7 日

調達管理番号 : 21a00464

国 名 : ニカラグア

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名 : ニカラグア国土利用規制改訂能力強化アドバイザー業務
(土地利用制度・運用)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 土地利用制度・運用
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月下旬から 2024 年 8 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 16.7M/M、国内 0.6M/M、合計 17.30M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 15 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 90 日、国内整理 0 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 135 日、国内整理 0 日
 - ・ 第 4 次 国内準備 1 日、現地業務 75 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 5 次 国内準備 1 日、現地業務 81 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 6 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 0 日
 - ・ 第 7 次 国内準備 1 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程の提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 12% を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降): 契約金額の12%を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部

(2) 見積書提出部数: 1部

(3) 提出期限: 7月30日(金)(12時まで)

(4) 提出方法: 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知: 2021年8月12日(木)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③ 語学力 16点

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

④ その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	土地利用規制の制度・運用に係る各種業務
対象国／類似地域	ニカラグア／全途上国
語学の種類	英語(西語ができることが望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下、「ニカラグア」という。）の首都マナグア市は、約 150 万人の人口を抱えるニカラグア最大の都市である（JICA、2017）。首都圏の人口は 2005 年から 2016 年にかけて平均年 3.87%増加しており、2040 年までには最大で 194 万人に達すると予測されている（JICA、2017）。マナグア市は首都圏の人口密度が 5,173 人／km² であり（JICA、2017）、低密度な市街地開発が行われているため、インフラの集積が実現されていない。広範にわたるインフラ整備のニーズは、財政への負担を生み出しており、人々の移動効率の向上も課題となっている。また、1931 年以降周期的に発生する地震への対応や、降雨時に浸水被害が生じやすい北部エリアの開発規制など、自然環境や地形的に配慮を要する特徴が見られ、防災・減災に資する土地の利用が課題となっている。

マナグア市は、JICA による開発計画調査型技術協力「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」の支援を受け、2017 年 6 月に同市の都市開発マスタープラン（以下、「都市 MP」という。）を策定・承認している。同都市 MP は、2040 年をターゲットとするマナグア市の都市構造や将来土地利用計画図、交通・インフラ計画、災害リスク管理計画と、それらの計画実現に向けたアクションプランを内容に含む。この内、将来土地利用計画図については、2 万 5 千分の 1 の計画図として作成されたことから、MP の実施促進にあたっては、同計画に基づき、より詳細な土地利用規制（ゾーニング）を定める必要がある。

ニカラグアでは、都市計画にかかる全国的な基本法が制定されておらず、マナグア市の都市計画や開発管理は、市独自の条例やガイドラインに基づき行われている。同市は、直近では 2004 年に都市計画に係る各種条例を定めているが、その内、土地利用規制（ゾーニング）に係る条例は 1982 年に策定された内容を基本としている。これは、現在のマナグア市の状況を踏まえておらず、ゾーニン

グの容積率や階数の指定の見直しが求められている。また、ゾーニングの分類が多く運用が難しいことに加え、都市 MP に示した将来土地利用と整合する内容となっていないことから、改訂が必要である。一方、前回策定時から長い時間が経過しており、現在のマナグア市役所には改訂作業にあたり知見を有する人員が限られている。そのため、マナグア市役所から土地利用規制の改訂・運用能力強化に向けたアドバイザー支援の要望が寄せられた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ニカラグアのマナグア市役所都市局にある都市計画課を主たるカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、同市役所職員の土地利用規制にかかる条例・制度の改訂や、ゾーニング図に基づく運用能力の強化に寄与する技術的指導・助言を行う。また、ゾーニング図の改訂にあたり JICA が派遣する「GIS・ゾーニング」のアドバイザーと協力の進捗や重要な方針等について、相互に円滑な業務が遂行できるよう、密に情報共有を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年8月下旬）

- ① マナグア市の土地利用規制に係る既存の文献、法制度、政策・計画等を把握・レビューする。マナグア市の地理的特徴、社会経済状況、財政状況、最新の土地開発状況・動向、不動産登記・管理の状況等、専門家業務に必要な情報の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA の既往協力の成果、課題、教訓、進捗状況等を把握する。
- ② JICA 社会基盤部及びニカラグア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 全体業務期間及び第1次現地業務期間にかかるワークプラン（英文）を作成し JICA 社会基盤部による確認ののち提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2021年9月上旬～9月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② マナグア市役所からマナグア市における土地利用規制の条例・制度および運用状況や、土地利用規制の実施体制、職員等の技能レベル・実務能力、既存データの有無、作業環境等に関する情報収集、ヒアリングを行い、課題分析及びキャパシティアセスメントを実施する。

- ③ マナグア市における建築・開発許可にかかる現行の運用状況に関し、課題分析及びキャパシティアセスメントを実施する。
 - ④ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P 機関及び JICA ニカラグア事務所に報告する。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年9月中旬）
第1次派遣の現地業務結果報告書（和文）及び現地報告に使用した簡易様式（英文）を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。
- (4) 第2次現地業務期間（2022年1月上旬～3月下旬）
- ① GIS・ゾーニングにかかる JICA アドバイザーの業務進捗を把握した上で、レビューした全体ワークプラン（英文）と第2次現地業務にかかるワークプラン（英文）を現地業務開始時に、JICA 社会基盤部に提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にも同ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第1次現地業務期間に引き続きマナグア市の土地利用規制にかかる条例、制度、運用状況に関する情報収集を行い、課題分析を行う。
 - ③ マナグア市の都市開発マスタープラン（将来土地利用計画図含む）を踏まえ、マナグア市に必要な土地利用規制の機能と基本方針を、C/P と検討・協議の上策定する。
 - ④ 上記③の活動にあたり C/P に必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性／定量的に確認する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P 機関及び JICA ニカラグア事務所に報告する。第2次派遣の現地業務結果報告書（和文）及び現地報告に使用した簡易様式（英文）を JICA 社会基盤部に提出する。
- (5) 第3次現地業務期間（2022年5月上旬～9月中旬）
- ① 現地業務開始時に、全体のワークプラン（英文）をレビューし、第3次現地業務にかかるワークプラン（英文）を JICA 社会基盤部に提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にも同ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第2次現地業務期間に合意したマナグア市の土地利用規制の機能と基本方針に基づき、マナグア市で適用するゾーニングの具体的規制内容及び実際の適用案を、C/P と検討・協議の上策定する。
 - ③ 上記②の活動にあたり C/P に必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性／定量的に確認する。
 - ④ 上記②で策定した制度実現のために必要となる条例の改訂・追加に関し C/P と検討・協議し、原案の作成に助言を行う。

- ⑤ 上記④の活動にあたり C/P に必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性／定量的に確認する。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P 機関及び JICA ニカラグア事務所に報告する。第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文）及び現地報告に使用した簡易様式（英文）を JICA 社会基盤部に提出する。
- (6) 第 4 次国内準備期間（2023 年 1 月下旬）
- ① GIS・ゾーニングにかかる JICA アドバイザーの業務進捗を把握する。
 - ② 上記①を踏まえ、全体のワークプラン（英文）をレビューし、第 4 次現地業務にかかるワークプランを作成し JICA 社会基盤部による確認ののち提出する。
- (7) 第 4 次現地業務期間（2023 年 2 月上旬～4 月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第 3 次現地業務期間に引き続き、マナグア市の土地利用規制の制度実現に必要な条例の改訂・追加に関し C/P と検討・協議し、原案のとりまとめに助言を行う。
 - ③ 関係者（地権者等）への案の縦覧や意見聴取を含む、改訂土地利用規制（ゾーニング計画）の決定プロセスの改善に関し C/P と協議・検討する。
 - ④ 改訂土地利用規制（ゾーニング計画）の決定プロセスの実施を支援する。
 - ⑤ 上記③・④の検討・実施にあたり C/P に必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性／定量的に確認する。
 - ⑥ ゾーニング図作成の進捗を踏まえ、規制内容・適用案に必要な修正等の有無を確認し、対応にかかる支援を行う。
 - ⑦ マナグア市における建築及び開発許可の実施制度やマナグア市役所の許認可体制等に関し、課題分析を行う。
 - ⑧ 土地利用規制の制度やゾーニング図を踏まえ、規制に沿った開発を実現するための手法を C/P と検討する。
 - ⑨ 上記⑧の活動にあたり C/P に必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性／定量的に確認する。
 - ⑩ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P 機関及び JICA ニカラグア事務所に報告する。
- (8) 第 4 次国内整理期間（2023 年 4 月下旬）
- 第 4 次派遣の現地業務結果報告書（和文）及び現地報告に使用した簡易様式（英文）を JICA 社会基盤部に提出し、報告する。

- (9) 第5次国内準備期間(2023年8月上旬)
- ① GIS・ゾーニングにかかるJICAアドバイザーの業務進捗を把握する。
 - ② 上記①を踏まえ、全体のワークプラン(英文)をレビューし、第5次現地業務にかかるワークプラン(英文)を作成しJICA社会基盤部による確認ののち提出する。
- (10) 第5次現地業務期間(2023年8月上旬～10月下旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第4次現地業務期間に引き続き、マナグア市における建築及び開発許可の実施制度やマナグア市役所の許認可体制等に関し、課題分析を行う。
 - ③ 第4次現地業務期間に引き続き、土地利用規制の制度やゾーニング図を踏まえ、規制に沿った開発を実現するための手法をC/Pと検討する。
 - ④ 上記③の活動にあたりC/Pに必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性/定量的に確認する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、簡易様式(英文)を用いて、C/P機関及びJICA ニカラグア事務所に報告する。
- (11) 第5次国内整理期間(2023年11月上旬)
- 第5次派遣の現地業務結果報告書(和文)及び現地報告に使用した簡易様式(英文)をJICA社会基盤部に提出し、報告する。
- (12) 第6次現地業務期間(2024年1月中旬～2月下旬)
- ① 現地業務開始時に、全体のワークプラン(英文)をレビューし、第6次現地業務にかかるワークプラン(英文)をJICA社会基盤部に提出する。併せて、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関にも同ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第4次現地業務期間に引き続き、ゾーニング図作成の進捗を踏まえ、規制内容・適用案に必要な修正等の有無を確認し、対応にかかる支援を行う。
 - ③ 第4次現地業務期間に引き続き、関係者(地権者等)への案の縦覧や意見聴取を含む、改訂土地利用規制(ゾーニング計画)の決定プロセスの改善に関しC/Pと協議・検討する。
 - ④ 第4次現地業務期間に引き続き、改訂土地利用規制(ゾーニング計画)の決定プロセスの実施を支援する。
 - ⑤ 第4次現地業務期間に引き続き、上記③・④の検討・実施にあたりC/Pに必要となる研修計画を立案し、研修を実施した上で、研修効果について定性/定量的に確認する。

- ⑥ 第5次現地業務期間に引き続き、土地利用規制の制度やゾーニング図を踏まえ、規制に沿った開発を実現するための手法をC/Pと検討するとともに、その実施を支援する。
 - ⑦ 本業務の中で扱った土地利用規制の改訂（条例・制度・運用）にかかるマニュアルに関し、整備が必要なものをC/Pと合意する。
 - ⑧ 必要と判断されたマニュアルの作成を支援する。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告する。第6次派遣の現地業務結果報告書（和文）及び現地報告に使用した簡易様式（英文）をJICA社会基盤部に提出する。
- (13) 第7次国内準備期間（2024年5月下旬）
- ① GIS・ゾーニングにかかるJICAアドバイザーの業務進捗を把握する。
 - ② 上記①を踏まえ、第7次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成しJICA社会基盤部による確認ののち提出する。
- (14) 第7次現地業務期間（2024年6月上旬～7月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICAニカラグア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第6次現地業務期間に引き続き、改訂土地利用規制（ゾーニング計画）の決定プロセスの実施を支援する。
 - ③ 第6次現地業務期間に引き続き、マニュアル等の作とりまとめを支援する。
 - ④ C/Pと共に、全体業務期間のレビュー、振り返りを行うとともに、今後のC/Pの自立的運営、技術移転効果の持続性確保に向けた提言をとりまとめる。同提言を踏まえ、プロジェクト終了後のC/Pの取組事項に関し協議する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、簡易様式（英文）を用いて、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告する。
- (15) 帰国後整理期間（2024年8月上旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）をJICA社会基盤部（監督職員）に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各現地派遣時・英文）
 - ・ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 体裁は簡易製本とし、電子データを JICA 社会基盤部及びニカラグア事務所に送付する。
 - ・ 英文 3 部（JICA 社会基盤部、JICA ニカラグア事務所、C/P 機関へ各 1 部）
- (2) 現地業務結果報告書（簡易・英文）
- ・ 各現地業務後の帰国前に、数枚程度を目安として作成する。
 - ・ 電子データを JICA 社会基盤部及びニカラグア事務所に送付する。C/P やニカラグア事務所に報告する際は、印刷出力してホチキス止めとする。
- (3) 現地業務結果報告（和文）
- ・ 各現地業務後の帰国前又は帰国後に作成する（指定時期は「7. 業務の内容」参照）。
 - ・ 体裁は簡易製本として JICA 社会基盤部に提出し、電子データを JICA 社会基盤部及びニカラグア事務所に送付する。
 - ・ C/P と協働して作成したマニュアル類については参考資料として添付して提出する。
 - ・ 部数：和文 2 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ニカラグア事務所（1 部））
- (4) 専門家業務完了報告書（和文）
- ・ 2024 年 8 月 15 日（木）（予定）までに提出し、報告する。
 - ・ 業務完了報告書の作成にあたっては、GIS・ゾーニングアドバイザーの活動内容とも齟齬のないよう留意する。
 - ・ 体裁は簡易製本として JICA 社会基盤部に提出し、電子データを JICA 社会基盤部及びニカラグア事務所に送付する。
 - ・ 部数：和文 2 部（JICA 社会基盤部（1 部）、JICA ニカラグア事務所（1 部））

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
- 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒アトランタ⇒マナグア⇒アトランタ⇒日本を標準とします。コロナ禍により欠航便がある等の場合は、見積時点で現実的な

航路にて見積ってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を現地で委嘱しますので、本見積書には、一般業務費の計上は不要です。

*臨時会計役とは、会計役としての職務(例:在外事業強化費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) コロナ対策に関する経費

PCR 検査費用、隔離期間の待機費用等は見積書には計上不要です。契約交渉時に確認します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、12 月中旬から 1 月初旬にかけて年末年始休暇の影響が生じることから、当該期間を除く期間で渡航の提案をしてください。また、2021 年 10 月 17 日～11 月 27 日は大統領選挙の影響が生じる見込のため、同様に渡航期間から除外してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントに加えて、GIS・ゾーニングにかかる JICA アドバイザーとしてコンサルタント 1 名が本邦から派遣される予定です。活動の実施にあたっては、同コンサルタントと密に連携して取り組んでいただきます。なお、本コンサルタントと GIS アドバイザーの CP が同一であるため、現地同時の滞在を避けることが望ましく、契約交渉時に派遣時期については調整をしますのぞ承ください。

本コンサルタントは臨時会計役の委嘱を通じて、現地傭人 1 名(アドミニストレーション・36M/M)の傭上を頂く予定です。その他、業務に関連し一般業務費も当該臨時会計役を通じて支出いただきます。また、GIS・ゾーニングにかかる JICA アドバイザー(コンサルタント)も同様

に臨時会計役を委嘱し、GIS・ゾーニング業務を補助する特殊傭人 1 名（最大 10M/M）の備上を予定しています。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供：マナグア市役所内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ担当 (imgge@jica.go.jp) から共有します。配布を希望される方は、左記アドレスにメールを送付ください。

・案件の概要資料

- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 図書館でご覧いただけます。

・ニカラグア国「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」
ファイナルレポート（2017 年）

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上